

2023 年度
事業計画書

2023年3月

公益財団法人 日本医療機能評価機構

2023 年度 事業計画

評価機構は、中立的・科学的な立場で第三者機関として、医療の質・安全の向上と信頼できる医療の確保により国民の健康と福祉の向上に寄与するため、病院機能評価事業など種々の公益目的事業を総合的に実施している。

2023 年度は、新型コロナウイルス感染症の影響にも的確に対応して、引き続き ESG に配慮しつつ、2025 年度の設立 30 周年に向けて将来あるべき姿も検討しながら、高い専門性を備えた人材の育成、IT システムの活用、国際的な情報交換や連携など、常に社会の動きを視野に入れて事業を展開する。

この事業計画は、定款第 4 条の事業に沿って記載している。

- 【1】 医療機能の評価等に関する事業
- 【2】 産科医療補償制度に関する事業
- 【3】 EBM 医療情報に関する事業
- 【4】 医療事故防止に関する事業
- 【5】 認定病院患者安全推進に関する事業
- 【6】 教育研修に関する事業
- 【7】 その他この法人の目的を達成するために必要な事業

【1】 病院機能評価事業

2018～2022 年度までの中期事業計画については、その計画遂行中の 2020 年当初に新型コロナウイルスの感染拡大が始まり、以降、感染者数は数度の大きな増減を繰り返し現在に至っている。

この新型コロナウイルスの影響により、毎年度、一定数の訪問審査が延期を余儀なくされており、ここ数年は計画通りの審査が実施できない状況が続いている。一方で、診療報酬改定の影響から新規の受審申込みは急増しているなど、本事業を取り巻く環境は大きく変化している。

こうした環境変化を踏まえ、以下に記した 2023 年度の単年度計画を着実に遂行していくとともに、2023～2024 年度の 2 か年をかけて外部環境の変化に柔軟に対応し、事業を安定して継続できる体制を構築していく。まず、2023 年度は方針の検討・決定と体制の整備を行い、2 年目となる 2024 年度は 2025 年度からの中期事業計画の運用開始に向けた具体的な検討を行う。

I. 病院機能評価

1. 2023 年度受審目標数

(1) 本審査（主たる機能）＊

2023 年度の本審査（主たる機能）は 500 病院を見込んでいる。

＊病院の役割、機能に応じて主たる機能種別を一つ選択する。原則、最も病床が多い機能を主たる機能種別として選択する。

(2) 本審査（副機能）＊

過去の実績等を踏まえ、任意受審である 副機能審査は 150 件とする。

＊主たる機能種別以外に機能を有する場合、副機能として、複数の種別を同時または後日追加して受審することが出来る。副機能の受審は任意である。

(3) 高度・専門機能評価 ＊

更新対象病院数等を踏まえ、高度・専門機能評価は 25 病院とする。

内訳は、「リハビリテーション（回復期）」は 20 病院、「救急医療・災害時の医療」は 5 病院とする。

＊本体審査の受審病院で、かつ専門領域において高い水準を維持している病院を対象とする。

2. 受審病院に係る審査等への対応

(1) 本審査

- ・本審査 500 病院
- ・補充的な審査 150 病院

(2) 確認審査および再審査

25 病院

(3) 改善審査（主たる機能種別の審査結果報告書において評価 C とされた評価項目を対象に、認定開始日から 3 年目に改善状況を審査するもの）

30 病院

(4) 高度・専門機能評価

25 病院

訪問による審査は、引き続き新型コロナウイルス感染防止対策を講じて実施する。

(5) 医療安全審査

医療安全審査は、前年度に引き続き、病院機能評価認定に関する運用要項第21別紙3に該当し、かつ①、②のいずれかに該当する事例を報告・審査の対象とする。

- ①日常的な認定条件からの逸脱が要因となった可能性が高い医療事故
- ②認定病院の社会的信用を著しく失わせる恐れがある医療事故

(6) 会議の開催等

- ・評価委員会 12回 評価結果と認定の判定
- ・評価部会 36回 審査結果報告書の検討（一次24回、二次12回）
- ・患者安全部会 4回 医療安全審査

3. 病院機能評価データブックの作成

病院機能評価を受審し2022年度に認定の判定が決定された病院のデータを取りまとめて、病院機能評価データブックを作成する。

II. 病院機能改善支援

動画配信やオンライン支援を充実させ、病院の継続的な質改善活動をきめ細かく支援する。

1. 病院機能評価受審に関する支援

(1) 改善支援セミナーの開催と動画配信の拡充

ア. 改善支援セミナーの開催

評価項目改定および評価手法の改定を踏まえ、受審病院のニーズに応じたセミナーを実施する。

- ・改善支援セミナー（総合） 2回（対面/オンライン+後日配信）
- ・改善支援セミナー（一般病院3） 1回（後日配信）

イ. 受審支援セミナー動画の拡充

3rdG:Ver.2.0の内容で提供しているセミナー動画をVer3.0に対応した内容に改定し拡充させる。

- ・3rdG:Ver.3.0項目解説編（一般病院3以外）
- ・3rdG:Ver.3.0審査手法編（一般病院3以外）
- ・3rdG:Ver.3.0一般病院3編（項目解説+審査手法）

ウ. 都道府県病院協会等との共催セミナーの開催

都道府県病院協会等関連団体と連携し、共催セミナーを開催する（年間7回程度を想定）。

(2) 相談会・説明会の開催

ア. 審病院相談会の開催

- ・ 一般病院 3 対象 2 回（オンライン）
- ・ 一般病院 3 以外対象 10 回（対面 2 回+オンライン 8 回）

イ. 新規受審病院対象相談会の開催

新規受審病院を対象にしたオンライン相談会を開催し、新規受審病院の円滑な受審準備を支援する。

- ・ 新規受審病院対象オンライン相談会 4 回

ウ. 新規受審病院向け説明会の開催

未申込病院を対象に病院機能評価の概要を説明するオンライン説明会を開催し、新規受審病院の確保に努める。

- ・ 新規受審病院対象 病院機能評価概要説明会 2 回

(3) サーベイヤー派遣、講師派遣

訪問またはオンラインにより、受審準備を支援する。

- ・ サーベイヤー派遣（現地） 130 件
- ・ オンライン支援 15 件
- ・ 講師派遣 30 件

2. 認定取得後の質改善活動を促進するための支援

(1) 患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラム

調査で得られた好事例を病院間で共有し、調査結果を分析することにより、病院の継続した自主的な質改善活動を支援する。

未加入の認定病院への案内を強化し、参加病院数 350を目指す。

- ・ 患者満足度・職員やりがい度調査およびベンチマークシステムの提供
- ・ 年報の発行
- ・ 活用支援セミナーの開催 2 回
- ・ 活用事例集の発行 6 号
- ・ 参加病院意見交換会（グループワーク形式） 2 回

(2) 医療安全文化調査活用支援プログラム

患者満足度・職員やりがい度調査活用支援プログラムのシステムを医療安全文化調査に展開し、医療安全文化調査の結果を用いた医療安全活動の推進を支援する。

未加入の認定病院への案内を強化し、参加病院数 80を目指す。

- ・ 医療安全文化調査およびベンチマークシステムの提供
- ・ 年報の発行
- ・ 活用支援セミナーの開催 1 回
- ・ ④意見交換会（グループワーク形式） 1 回
- ・ 活用事例集の発行 4 号
- ・ ④活用支援動画公開（参加病院限定） 3 回
- ・ ④医療安全文化調査 ver2.0 に向けた開発

(3) 各種データを活用した職場環境改善に関する啓発

患者満足度・職員やりがい度調査、医療安全文化調査、およびストレスチェックの結果を活用した職場環境改善に取り組んでいる事例を共有できるセミナーを、年 2 回開催する。

(4) 関連学会における広報

医療の質や安全に関連する学会における企画演題や一般演題を通じて、患者満足度・職員やりがい度調査、医療安全文化調査の広報を行う。

3. 広報活動

(1) 認定病院の改善事例紹介『Improve』の発行

2021-2022 年度の認定病院取材し、『Improve』を年 2 回(8 月、12 月)発行する。

(2) 患者・一般市民向け広報

『病院の実力』等に広告記事を掲載し、患者および一般市民の認知向上を図る。

Ⅲ. 評価調査者（サーベイヤー養成）

1. 評価方法、評価項目改定に伴うサーベイヤーへの教育

- ・ 病院機能評価 3rdG:Ver. 3.0 についてのサーベイヤーへの研修

④・3rdG:Ver. 3.0 審査開始後のフォローアップ研修会の開催（機能種別ごと）

2. 継続研修の強化

- ・すべてのサーベイヤが主体的に学習できる勉強会の定期的な開催(月 1 回)と Web 学習コンテンツの配信
- ・一般病院 3 を担当するサーベイヤ向け研修会(1 回)の開催
- ・リーダー研修会の開催(1 回)
- ・高度・専門機能を担当するサーベイヤ向け研修会(2 回)の開催
- ・ブラッシュアップ研修会(1 回)の開催
- ・サーベイヤフォーラム(1 回)の開催
- ・再稼働を希望するサーベイヤ向け研修の実施

3. 新規サーベイヤの確保

- ・100 名程度のサーベイヤを新規に養成
- ・新規サーベイヤ向け OJT の実施
- ・OJT 修了者を対象としたフォローアップ研修会(1 回)の開催

IV. 病院機能評価に関する研究開発

1. Ver. 3.0 の円滑な運用開始に向けた支援

2023 年 4 月に運用を開始する病院機能評価機能種別版評価項目 3rdG:Ver. 3.0 について、円滑に立ち上げるため、訪問審査同行を含め審査支援を行う。

2. IAP 指摘事項への対応

IAP 評価項目認定における指摘事項について、具体的な対応を行う。

3. 審査における WEB 活用の調査

本体審査における評価の質の向上、効率化を目的とする Web の活用について調査・研究を行う。

4. 一般病院 3 効果検証

特定機能病院に関する厚労省検討会対応も兼ね、病院アンケート等を含め一般病院 3 の効果検証を行う。

5. 会議の開催

- ・評価項目改定部会（評価事業運営委員会の部会） 2 回
- ・評価項目改定検討分科会 2 回

【2】産科医療補償制度運営事業

一部厚生労働省補助事業（原因分析・再発防止）

2023 年度予算額 105,891 千円

産科医療補償制度は、2009 年(平成 21 年)1 月の制度開始から 15 年目を迎え、安定的に事業運営を行っている。

引き続き、本制度の周知・広報に努めるとともに、審査、原因分析、再発防止等の取組みについては、業務の質を維持し、安定的かつ効率的に行う。

また、本制度で得られる貴重な情報をこれまで以上に利活用し、産科医療の質の向上にも繋がるよう、次期システムの構築やデータベースの整備等を併行して進め、部内運営体制の強化を図る。

1. 加入分娩機関

全国の分娩機関の制度加入状況は、表 1 のとおりである。

分娩機関数	加入分娩機関数	加入率 (%)
3, 1 4 4	3, 1 4 1	9 9. 9

(分娩機関数は日本産婦人科医会および日本助産師会の協力等により集計)

2. 次期システム対応

現行の産科 Web システムは、全国の約 3,200 の分娩機関とネットワークを構築し、年間約 90 万人の妊産婦情報の管理、20 年にわたる補償金の支払管理等に 14 年間使われているが、改修コストが高額であることや他の小規模システムとデータ連携ができず、非効率な事務対応等が課題となっている。

次期システムの構築を契機とし、本制度運営業務に係る事務対応の生産性および品質を向上し、本制度のデータを体系的に集約分析-利活用を可能とするとともに、システムを含めた本制度運営業務に係る間接経費を削減・適正化し、円滑な運営を実現する。

3. 周知・広報等の実施

本制度の補償申請期限は、児の満 5 歳の誕生日までであり、補償対象と考えられる児が期限を過ぎたために補償が受けられない事態が生じないように、関係学会・団体、自治体等へ継続的に周知を行う。

また、本制度ホームページ、政府広報およびマスメディア等の活用を通じて、国民に対しても幅広く周知を図る。

4. 審査・補償の実施

補償申請された事案について速やかに審査を行い、補償対象事案は迅速に補償金が支払われるよう、引き続き運営する。また、2022年1月の制度改定により補償申請件数や補償金支払い件数の増加も今後見込まれることから、書類審査体制の見直し、審議・異議審査委員会の審議効率化、および補償分割金支払い業務効率化の検討等、態勢整備および業務の効率化を推進しつつ、適正かつ円滑な審査・補償金支払い体制の整備を図る。

制度開始以降の審査件数および審査結果の累計は、表2のとおりである。

表2 制度開始以降の審査件数および審査結果の累計 (2022年11月末現在)

	審査 件数	審査結果			
		補償対象	補償対象外		継続審議
			補償 対象外	再申請可能※	
総計	5,064	3,834	1,168	60	2

※審査では補償対象とならないものの、将来所定の要件を満たして再申請された場合、改めて審査するもの

(参考) 審査が終了した児の審査件数および審査結果 (2022年11月末現在)

児の生年	審査件数	審査結果	
		補償対象	補償対象外
2009年～2014年 ^{注1)}	3,048	2,195	853
2015年 ^{注2)}	475	376	99
2016年 ^{注2)}	432	363	69

注1) 補償対象基準は、一般審査は2,000g以上かつ33週以上、個別審査は28週以上かつ所定の要件

注2) 補償対象基準は、一般審査は1,400g以上かつ32週以上、個別審査は28週以上かつ所定の要件

※2017年出生児の補償対象件数は、2022年11月末現在で327名

5. 原因分析の実施

(1) 原因分析報告書の作成

2022年11月末現在で、3,437件の原因分析報告書を作成し送付している。コロナ禍の影響もあり、審査結果通知から原因分析報告書送付までの平均日数が長くなっているため、早期に報告書の作成日数を概ね1年に短縮できるよう、また次期システムへの移行も見据えて、原因分析報告書作成の工程管理の見直しや各工程の所要日数の短縮など業務効率化に取り組む。2023年度は、2022年度上期に送付した平均作成日数約495日から更に短縮する。

(2) 分娩機関への支援強化

同じ分娩機関での複数事案目の原因分析を行った結果、同じような診療行為等に関し医学的に厳しい評価が繰り返された場合に「別紙(要望書)」を送付し

て一層の改善を要請している。この対応において、2020年度より、改善策の策定や実施に際し分娩機関の要請があれば、日本産婦人科医会（以下「医会」）や日本助産師会（以下「助産師会」）が支援を行う体制を構築している。2022年11月末時点、医会に関しては、31件の「別紙（要望書）」送付の際に支援内容の案内を行い、1件の支援取組みが実施された。助産師会に関しては、該当の「別紙（要望書）」送付は発生していない。今後も産科医療の質の向上のため、医会、助産師会と連携して「別紙（要望書）」対応の実効性を高めていく。

（3）原因分析報告書等の公表・開示

原因分析報告書要約版（個人や分娩機関が特定されるような情報は記載していない）の本制度ホームページでの公表、および原因分析報告書全文版（マスキング版）や産科制度データの研究者への開示を通じて、本制度の透明性の確保や産科医療の質の向上を図る。また、産科制度データについては、データ利用の促進を目的に原因分析報告書の「脳性麻痺発症の原因」のデータ追加の検討を進め、2024年からの利用申請の受付開始を目指す。

6. 産科医療の質の向上に向けた再発防止の実施

（1）再発防止に関する報告書の取りまとめ

2022年12月までに公表された3,442事例の原因分析報告書をもとに、「第14回再発防止に関する報告書」を取りまとめ、2024年3月に公表する予定である。

（2）「産科医療関係者に対する提言」等の効果的な発信

2021年度に実施した再発防止に関するアンケートの結果を踏まえ、2022年度に引き続き、再発防止に関する取組みについての記事を産科・小児科医療関係者向け雑誌に掲載し、これまで発行してきた再発防止に関する報告書やリーフレット・ポスター等の周知に取り組む。また、アンケート結果から、産科医療関係者が最も多く取り組んでおり、今後も取り上げて欲しいテーマとして回答があった胎児心拍数陣痛図の掲載を中心とした紹介事例集を作成し、第14回再発防止に関する報告書と同時期の発行を予定している。

【3】EBM 医療情報事業

EBM(根拠に基づく医療)普及推進事業

厚生労働省委託事業：2023 年度予算額 67,085 千円

EBM 普及推進事業 (Minds) は、信頼できる診療ガイドライン等の医療情報提供を通して、患者と医療者の意思決定を支援することを目的とする。2023 年度は、診療ガイドラインの評価・選定・公開・作成支援 (患者・市民参画の推進を含む) を継続し、ICT (情報通信技術) による診療支援や医療 DX に対応できる仕組みづくりを目指す。

1. 事業の内容

(1) 診療ガイドラインの評価・選定

国内で出版・発行された診療ガイドラインの検索収集・評価・選定を継続する。希望する作成団体に対しては草案の段階での公開前評価を実施する。

(2) 診療ガイドラインの公開・診療ガイドラインライブラリの運営

選定された診療ガイドラインの書誌情報および許諾が得られた診療ガイドラインの本文を Minds ガイドラインライブラリに公開する。ライブラリは利便性を重視した運用を行い、内製化等により効率的な運営を行う。

(3) 診療ガイドライン以外の指針等の評価・選定方法の調査・開発

診療ガイドラインに該当しないものの、診療に関する指針および難治性・希少疾患等における診療基準等の情報について調査し、評価・選定方法を開発する。また、各学会や日本医学会連合等との組織連携に向け準備を行う。

(4) 診療ガイドラインの作成支援

診療ガイドライン作成マニュアルをベースにした教育プログラム教材を作成・普及し、各種セミナーや作成の個別相談、意見交換会等を行う。GIN (Guidelines International Network) 国際会議、GRADE 会議に継続的に参加し、診療ガイドラインに関する最新動向の把握とネットワーク構築を図る。

(5) 診療ガイドラインの活用促進に向けた体制整備

ICT による診療支援や医療 DX に対応できるよう、診療ガイドラインの標準化を推進する。具体的には、用語や様式を整備し、標準テンプレートやフォーマットを開発する。さらに、行政および ICT 関連団体と意見交換・情報共有を行い、具体的な実装体制整備に向けた準備を進める。

(6) 将来にわたる安定した事業運営体制の構築に向けた検討・準備

本事業の提供価値を明確に打ち出し、事業内容および中長期計画を設定し、それらを実現するための実行体制や事業・組織連携について幅広く検討し、

準備を進める。具体的には、日本医療機能評価機構内で相乗効果が得られる事業連携に取り組む。また、日本医学会、日本医師会、日本医療研究開発機構（AMED）等の外部組織との事業連携を計画し実施する。さらに、本事業の成果を活用した収益基盤の検討・準備をはじめ、収益化の実現可能性や課題を明らかにした上で、必要な体制整備を実施する。

2. 運営委員会・部会等の開催

(1) 運営委員会

- ・EBM 医療情報事業運営委員会 2回

(2) 部会等

- ・患者市民支援委員会（仮称） 3回
- ・診療ガイドライン選定部会 4回
- ・診療ガイドライン作成支援部会 3回
- ・診療ガイドライン活用促進部会 3回

(3) 専門部会

- ・診療ガイドライン評価専門部会 16回

(4) その他 WG・検討会等

必要に応じて企画・開催する

【4】医療事故防止事業

医療事故防止事業については、医療事故の発生予防や再発防止を推進するため、医療事故情報およびヒヤリ・ハット事例情報の収集・分析・提供を一層推進する。併せて、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業についても推進する。また、歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業の準備を進め、参加登録・事例収集を開始する。

I. 医療事故情報収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2023 年度予算額 93,748 千円

1. 事業の概要

医療事故の発生予防や再発防止を推進することを目的として、医療事故情報収集・分析・提供事業およびヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業、医療安全情報提供事業を行う。分析結果は、報告書、年報および医療安全情報として取りまとめ、事業参加医療機関、関係団体、行政機関等に送付するとともに、本事業のホームページへの掲載や記者発表により広く社会に向けて公表する。

また、質の高い医療事故情報の報告や、報告書等の活用促進を目的として、本事業に参加している医療機関における医療安全の担当者等に対する教育・研修等を実施する。

2. 医療事故情報収集・分析・提供事業

(1) 医療事故情報の収集

法令に定める報告義務対象医療機関および事業に参加を希望する参加登録申請医療機関から、インターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いて医療事故情報を収集する。報告された事例を分析するにあたり、医療機関に対し、文書等による問い合わせや現地状況確認調査（訪問調査）を行う。

(2) 医療事故情報の分析

医療安全の専門家等で構成される専門分析班会議を1～2か月に1回定期的に開催し、収集した医療事故情報の分析および四半期毎に公表する報告書の作成等を行う。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、分析する。また、ヒヤリ・ハット事例と併せて分析する。

(3) 情報の提供

収集・分析した内容を、以下の情報として医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し、広く提供する。

ア. 報告書・年報

報告書（四半期に1回）や年報を作成し、公表する。報告書や年報は、本事業に参加している医療機関、関係団体、行政機関等に対して送付する

とともに、ホームページに掲載する。

イ. 医療安全情報

過去に報告書等で取り上げた特に周知すべき情報をもとに、医療安全情報を毎月1回の頻度で作成し、本事業に参加している医療機関および送付を希望する病院にファックスで提供するとともに、広く情報共有を図るようホームページにも掲載する。また、他の情報提供の方法について引き続き検討する。

ウ. 事例データベース

報告された医療事故情報は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業

(1) ヒヤリ・ハット事例の収集

ヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくインターネット回線を通じて、Web上の専用報告画面を用いて収集する。ヒヤリ・ハット事例収集・分析・提供事業に参加しているすべての医療機関から発生件数情報を、またそのうち、事例情報の報告については、希望する医療機関からヒヤリ・ハット事例情報を収集する。

(2) ヒヤリ・ハット事例の分析

報告されたヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じく四半期毎に集計し、医療事故情報と併せて分析する。

(3) ヒヤリ・ハット事例の提供

収集したヒヤリ・ハット事例は、医療事故情報と同じくホームページや報告書・年報において情報提供し、広く活用されるよう促す。

4. ホームページの活用

事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

5. 報告項目の検討

事業開始後15年が経過したことから、現在の医療を取り巻く環境に対応し、事業参加医療機関が報告しやすい環境を整備するため、2020年度より事例報告システムの報告項目などの改修に向けて検討を行った。今年度は、検討した報告項目をまとめ、システム改修に向けて準備を行う。

6. 医療安全に関する研修会の開催・講演等の対応

(1) 研修会の開催

本事業に参加している医療機関を対象として、本事業の実績や事例の分析方法を解説することにより、報告書や医療安全情報の活用の促進および医療事故情報やヒヤリ・ハット事例情報の報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演の対応

医療機関や関係団体、行政機関等が主催する研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

7. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書、医療安全情報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討、支援を行う総合評価部会を年4回開催する。

II. 歯科ヒヤリ・ハット事例収集等事業

厚生労働省補助金事業: 2023年度予算額 44,780千円

歯科の施設で発生したヒヤリ・ハット事例を収集・分析・提供するため、2021年度よりシステムの運用に向けた報告項目等の検討を行い、2022年度は実施体制の検討を開始し、システム構築に着手した。今年度は、参加登録と事例収集を開始する。

1. 事業の概要

歯科医療事故の発生予防・再発防止を目的として、歯科診療所からヒヤリ・ハット事例を収集し、分析して情報を提供する。

2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析および提供

(1) 参加を希望する歯科診療所の登録

歯科診療所へ本事業の周知を行い、本事業への参加を希望する歯科診療所の登録作業を円滑に進める。

(2) 事例の収集

本事業に参加している歯科診療所からヒヤリ・ハット事例を収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上に構築する専用報告画面を用いて行う。

(3) 情報の分析・提供

半年毎の報告事例を取りまとめた報告書等を作成する。本事業のホームページを構築し、これらを掲載して、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。報告された事例は、ホームページに「事例検索」の機能を整備し、これを通じて公表する。

3. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討し支援する総合評価部会を年2回開催する。

Ⅲ. 薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業

厚生労働省補助金事業：2023年度予算額 53,042千円

1. 事業の概要

医療安全対策の一層の推進を図ることを目的として、薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業に参加している薬局から事例を収集し、分析、提供する。

2. ヒヤリ・ハット事例の収集、分析および提供

(1) 参加を希望する薬局の登録

本事業への参加を希望する薬局の登録作業を円滑に進める。

(2) 事例の収集

本事業に参加している薬局から、薬局で発生した事例や、疑義照会など薬局で発見された事例を収集する。収集はインターネット回線を通じ、Web上の専用報告画面を用いる。

(3) 情報の分析・提供

薬局業務に精通し、医療安全に関わっている薬剤師等で構成される専門分析班会議を開催し、収集した事例の分析および半年毎の報告事例を取りまとめた報告書等を作成する。これらをホームページに掲載し、医療提供施設、関係団体、行政機関、国民等に対し広く提供する。

ア. 報告書・年報

報告書は、半年間に報告された事例を集計し、作成、公表する。報告書の作成においては、様々な角度からテーマを選定し、専門分析班会議で分析を行う。また、年報は、1年分の事例を集計し、作成、公表する。

イ. 共有すべき事例

特に広く医療安全対策に有用な情報として共有することが必要であると思われる事例を、毎月3事例選定し、ポイントを付してホームページに掲載する。

ウ. 事例から学ぶ

報告書で分析した各テーマについて、代表的な事例とこれまでに報告された類似事例や事例のポイントをまとめたものを「事例から学ぶ」として作成し、公表する。

エ. 事例データベース

報告された事例は、ホームページの「事例検索」に公表し、広く社会で活用されるよう周知する。

3. ホームページの活用

本事業の成果物の活用促進のため、ホームページの内容や機能の一層の周知を図る。

4. 医療安全に関する研修会の開催・講演等の対応

(1) 研修会の開催

本事業に参加している薬局を対象として、本事業の実績や事例報告について解説することにより、提供している情報の活用を促進することや、報告の質の向上を図ることを目的として、研修会を開催する。

(2) 講演の対応

薬局や関係団体、行政機関等が主催する研修会等における講演依頼に対応し、本事業の意義の周知および成果の還元を図る。

5. 運営委員会および総合評価部会の開催

本事業の運営に関する審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、事例の分析や報告書・年報等の作成に関して、技術的、専門的な観点から検討し支援する総合評価部会を年2回開催する。

【5】認定病院患者安全推進事業

1. 事業概要

認定病院患者安全推進協議会は、病院機能評価の認定を取得した病院の有志が主体となって、患者安全の推進を目的に2001年4月に発足し、2003年から事業として運営している。現場目線の情報共有の場として、また全国の会員病院ネットワークづくり、そして日本の医療安全文化の醸成を図ることなどを大きな特徴として活動を行っている。患者安全に関して緊急性の高い課題に応じた部会等を設置し、種々検討するとともに、セミナー等の開催や患者安全推進ジャーナルを発刊するなどの活動を通して、現場の患者安全の活性化を図っている。

移動の制限等がある中、2023年度も引き続きインターネットを最大限活用したセミナー等への参加機会の一層の拡大、動画配信によるタイムリーな情報発信などに積極的に取り組んでいく。

2. 会員病院数と年会費

2022年12月末の協議会会員病院数は、1,307病院である（認定病院数2,019病院、入会率約65%）。

2023年度は、会員病院数1,330病院を目標に協議会活動の広報を行う。年会費は引き続き60,000円とする。

3. 委員会・部会等

（1）委員会

事業計画や部会の設置等について審議するために、運営委員会を年間2回開催する。また、協議会の活動方針の決定や各部会間の連携を促進するために、企画調整会議を適宜開催する。

（2）部会、検討会

課題に応じた活動を展開するために部会を置き、2023年度は、以下の5つの部会および1つの検討会を設置する。各部会を年間3回、および検討会を2回開催する。

（部会）

- ・薬剤安全部会
- ・検査・処置・手術安全部会
- ・施設・環境・設備安全部会
- ・教育プログラム部会
- ・ジャーナル企画部会

（検討会）

- ・院内自殺の予防と事後対応に関する検討会

4. セミナー・フォーラム等の開催

新型コロナウイルス感染症の影響により、集合型のセミナー・フォーラム等の開催が困難な状況を踏まえ、インターネットを活用した開催を積極的に採り入れて、会員病院が一層参加しやすい環境を整える。

(1) セミナー等

各部会および検討会毎に、グループワーク形式のセミナーやシンポジウム等を2回開催し、患者安全に関わる様々な情報や活動成果などを会員病院に向けて発信する。

(2) 地域フォーラム、特別セミナー

各地域で積極的に患者安全活動に取り組んでいる病院に幹事病院として協力いただき、年間2回開催する。広く会員内外に協議会の活動成果を還元するほか、患者安全に関わるテーマを選定し情報共有を図る。

(3) 全体フォーラム

年間の協議会活動全般を総括して会員に情報発信するとともに、患者安全に関わるテーマを選定したシンポジウムを含む数百名規模のフォーラムを1回開催する。

5. 情報発信・活動成果の還元

(1) 機関誌「患者安全推進ジャーナル」の発行

患者安全に関わるテーマを選定した特集記事をはじめ、全国各地域の会員病院での工夫や改善事例などを「患者安全推進ジャーナル」として取りまとめ、年間4回発刊する。会員病院には毎号3冊を無料で送付するほか、会員外には申込により有料で頒布する。また、テーマを絞ったジャーナル別冊を年1回発刊する。

(2) ホームページ、SNS

情報発信の場として、ホームページを活用する。閲覧しやすいよう順次改修を行いながら、内容を更新する。また、国内に広く活動を認知していただくことおよび会員内外へのタイムリーな情報提供を目的にTwitterを活用する。

(3) 提言等

各部会・検討会で検討した成果を必要に応じて取りまとめて、情報発信を行う。

(4) 教育動画の配信

院内研修にも活用可能な医療安全に関する動画を制作し、公開する。

視聴者から動画に関する質問が寄せられた場合は、動画内容の理解をより深め実践につなげていただくことを目的に、質問内容を元に講師も交えた意見交換会を行い、会員病院にも公開する。

(5) 教育プログラム開発

活動成果等を総合的に検証しつつ、教育プログラムの開発を継続的に行う。

【6】教育研修事業

1. 事業概要

医療の質の向上のために継続的な質改善活動を実現するためには、病院等に所属する個人が医療の質・安全に関わる体系的な知識やスキルを習得し、実践に活かすことが不可欠である。特に、病院機能評価を利用した組織的な質改善活動を実効あるものとするために、日常のなかで医療の質や安全を継続して高めようとする組織文化の醸成や、それを支える職員の学びの場を確保することは本事業の重要な柱のひとつである。

また、セミナーの開催形式について、2020年度より少人数制の対面形式からオンライン会議システムや e-learning 形式に軸足を切り替えて運営している。2023年度も引き続き同形式を活用しつつ、新たな講義形態の導入や参加型セミナーにおける新たなツールの導入、学習効果の高い動画配信のあり方なども検討し、質の高い教育コンテンツを多くの方に届けるべく事業活動を継続していく。

2. 委員会・部会の開催

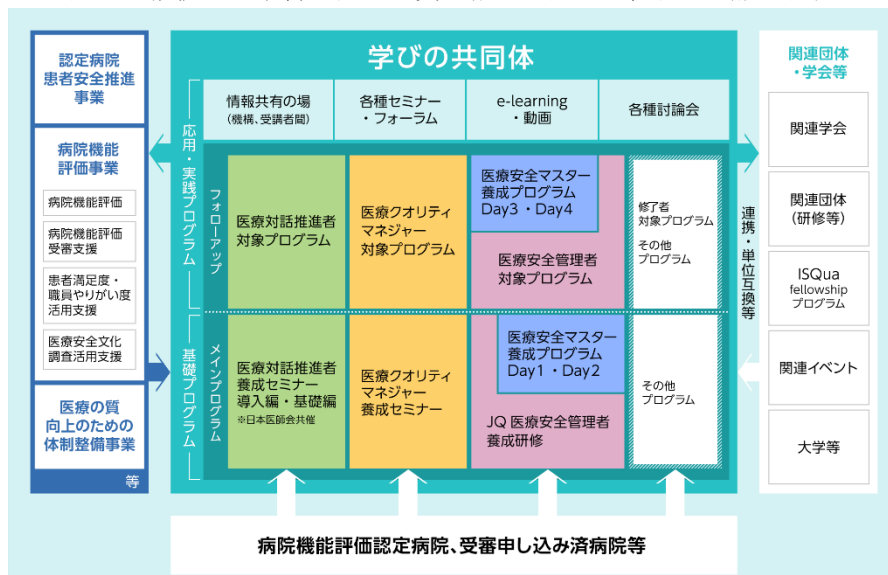
教育研修事業に関わる事項の検討や審議を行う運営委員会を年2回開催する。また、継続的に提供している教育コンテンツの改訂や新たなプログラムの開発に関して検討する教育研修企画部会を年2回、医療対話推進者や医療クオリティマネジャーの認定・更新に関わる事項を審議する認定・更新審査部会を年2回開催する。

3. 「学びの場」の提供

病院等に所属する医療者が継続的に学習できる環境や仕組みを整備するとともに、各種セミナーのプログラムを順次見直しながら内容の充実を図る(図1)。

セミナー会場までの移動時間や費用負担がなく遠隔地からも参加できるなど、インターネットの利点を最大限活かしたオンライン会議システムや e-learning 形式を活用したセミナーを開催し、誰もが参加しやすい「学びの場」を提供する。

図1：継続的な学習の促進と質の維持・向上の仕組み（概念図）



(1) 医療クオリティ マネジャー養成セミナーの実施

病院内の継続的な質改善活動の中心的な役割を担う「医療クオリティ マネジャー」を養成するセミナーを2012年度から開催している。受講者は、医療の質に関する基礎知識やデータ分析スキル、マネジメントスキル等を習得した上で、多職種によるグループワーク等を通じて質改善活動の実践的なイメージを高める。2023年度も2022年度と同じくe-learningとオンライン会議システムによる参加型セミナーを組み合わせ、年2回開催し、合計150人程度の受講を見込む。

(2) 医療対話推進者養成セミナーの実施

患者・家族と医療機関の職員との間で生じる問題等について、対話を通じて協働的かつ柔軟な解決を図る「医療コンフリクト・マネジメント」という考え方に基づく研修プログラムを認定病院患者安全推進協議会において開発し、2004年度から「医療コンフリクト・マネジメントセミナー」という名称で開始した。

2013年1月に厚生労働省から発出された「医療対話推進者の業務指針及び養成のための研修プログラム作成指針」に準拠して、2013年度から「医療対話推進者養成セミナー」の名称に変更するとともに、日本医師会と共催して継続して開催している。医療対話の基礎知識等を学ぶ総論編およびグループワークやロールプレイで対話スキルを学ぶ各論編の合計20時間以上受講した者を認定医療対話推進者としている。

2021年度からe-learningとオンライン会議システムによる参加型セミナーを組み合わせたコンテンツを作成し、厚生労働省の承認を経て開催している。2023年度も2022年度と同じく年4回開催、一部対面型の研修を2回開催し合計380人程度の受講を見込む。

(3) JQ 医療安全管理者養成研修の実施

多職種を対象とした医療安全管理者養成研修をe-learning(35時間以上)とオンライン会議システムによる参加型セミナー(6時間以上)を組み合わせた形式で2022年度から開講している。2023年度は、e-learningを年2回、参加型セミナーを年5回開催し、合計350名程度の受講を見込む。

また、e-learningのプログラム(35時間以上)は、医療安全管理者養成研修の標準的プログラムとして全国に普及させることを目的に各団体と連携し、医療安全管理者養成研修の35時間分の学習を支援する。

(4) 医療安全マスター養成プログラムの実施

医療安全部門の責任者、専従者を主な対象として、院内の実務や教育の質を更に高めていくことを目的に、2日間の実践的な研修(day1/day2)を実施する。

2023年度は、day1/day2を年1回開催し、40名程度の受講を見込むとともに、これまでにday1/day2を受講した方を対象にしたday3/day4を年1回開催し、40名程度の受講を見込む。

(5) 基礎プログラム修了者を対象としたフォローアップ研修の実施

基礎プログラムを修了した、医療クオリティ マネジャー、医療対話推進者、医療安全管理者、医療安全マスターを対象とした研修を開催する。

- ・医療クオリティ マネジャー：4回程度
- ・医療対話推進者：4回程度
- ・医療安全管理者（当機構受講と各団体受講含む）：3回程度
- ・各修了者共通：1回程度

(6) e-learning システムの効果的な運用と動画コンテンツの充実

基礎プログラム修了者に対しては、e-learning システムを活用して講義動画を配信することにより継続的な学習の支援を行っている。2023年度は、新たな動画コンテンツを作成し、学習内容のさらなる充実を図る。

4. 基礎プログラム修了者を対象とした認定・更新制度の運用

継続的な知識やスキルの習得と維持向上を支援することを目的として、医療クオリティ マネジャーおよび医療対話推進者を対象とした認定・更新制度を運用している。

なお、2020年度以前の認定者については、2020年度コロナ禍の影響により更新要件であるフォローアップ研修の開催が困難だったことなどを勘案し、更新申請期限を1年延長した。2021年度以降の認定者は、従来通り規程に基づき更新申請期限で運用している。

(1) 医療クオリティ マネジャー認定・更新制度の運用

2019年度から、医療クオリティ マネジャーセミナー修了者の継続的な学習と病院内での改善活動の実践の支援を目的とした認定・更新の仕組みを導入している。認定を希望する者は、セミナー修了後2年以内に認定の申請を行い、認定後は3年毎に更新する。2022年12月現在の認定者の合計は287名である。

2023年度は、2021年度のセミナー修了者130名程度の認定と2019年度に認定を受けた150名程度が更新予定である。

(2) 医療対話推進者認定・更新制度の運用

2015年から、医療対話推進者養成セミナー（導入編と基礎編の両方）修了者を医療対話推進者として認定し、認定後は継続的な知識やスキルの習得と維持向上を支援しながら3年毎に更新する。

2023年度は、2019年度と2020年度の認定者300名程度が更新予定である。

5. 新たな研修プログラムの開発・実施

研修プログラムの開発に関わる情報を継続的に多方面から収集し、今後の研修企画に活用する。

これまで特定機能病院管理者研修を企画・運営してきたノウハウを活かし、一般病院における副院長層（各安全管理責任者、各部門責任者に相当する者）を主たる対象とした組織の管理者としての学びを深める場を新たに企画する。

厚生労働省補助金事業：2023年度 予算額 12,011 千円

6. 特定機能病院管理者研修の実施

特定機能病院の管理者、医療安全管理責任者、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理者などを対象に特定機能病院管理者研修を実施する。

本研修は、厚生労働省の委託を受けて2017年から実施しており、毎年約370名の参加があった。

2023年度も公募に応募し採択された場合は、初回受講者向けの研修を3回開催し、100名の参加者を見込む。初回研修を受講者した方を対象とした継続研修を年6回開催し、合計270名程度の受講を見込む。

【7】その他この法人の目的を達成するために必要な事業

1. 医療の質向上のための体制整備事業

厚生労働省補助金事業:2023年度予算額47,629千円

(1) 本事業の目的

医療の質向上のための体制整備事業は、医療の質向上のための医療の質指標等の標準化・普及、評価・分析支援などを通じて、医療の質向上のための体制を整備することを目的とする。

(2) 本事業の運営体制

ア. 運営委員会（医療の質向上のための協議会）

本事業の円滑な実施を図るため、運営委員会（医療の質向上のための協議会）を開催し、必要な事項について審議する（4回/年）。

イ. 部会

事業内容を具体的に企画・検討・実施するために部会を開催する。必要に応じて、部会の下に専門的な作業を実施するワーキンググループを設置する（部会4回/年、ワーキンググループ4回/年）。

ウ. 医療の質向上のためのコンソーシアム（QIコンソーシアム）

QIコンソーシアムは、本事業に参加する医療機関等から構成される活動の場（コミュニティ）をいう。QIコンソーシアムでは、医療機関等が質改善活動を実践し、事務局はそれらの活動を支援する。また、活動報告会を開催し、好事例等の共有を行う（2回/年）。

(3) 事業内容

ア. 医療の質向上のための医療の質指標等の標準化・普及

本事業で定めた医療の質指標を用いた全国規模のベンチマーク評価であるモデル事業「医療の質可視化プロジェクト（以下「可視化プロジェクト」）を継続・発展させる。また、可視化プロジェクトを通じ、全国で共通して計測可能とする医療の質指標の標準化、質指標活用の普及および計測結果の公表について継続検討を行う。

なお、患者中心性の指標など新たな領域の質指標の設定について検討を行う。

イ. 医療の質指標等の評価・分析支援

可視化プロジェクト協力病院における計測作業の負荷を低減するために、一括集計や計測ツールなどの方法を検討する。

また、計測・改善活動を院内で展開・持続することの意義や重要性などを啓発するために、管理者向けセミナー等を検討する。

可視化プロジェクト協力病院に対して疑義照会への対応等を行い、支援する。

ウ. 事業基盤の整備

評価機構の他事業と連携することで、医療の質指標を活用した医療の質マネジメントへの応用を検討する。また医療の質指標の病院以外への適用を検討する。

2. ICT を活用した医学教育コンテンツに関する研究

(1) 研究目的

我が国の医学教育を充実させて医療の質の向上を図るためには、将来、大学の垣根を越えて、ICT を活用し質の高い標準化された医学教育コンテンツが多く作成され、広く利用されるような体制を実現するよう、標準化された医学教育コンテンツをモデル的に作成する。

また、医師国家試験の CBT 化の導入が「医師国家試験改善検討部会報告書」で示されていることから、多くの大学でトライアル試験を実施して医師国家試験の CBT 化に関して研究を行う。

(2) これまでの研究成果

医学教育コンテンツの作成には、無料で、多機能である Learning Management System の Moodle の機能を活用し、双方向性を確保するとともに、動画、音声ファイル(心音、各種モニター類の画像、単純 X 線画像、心エコーの画面等)を駆使し、厚生労働省が示す臨床研修の到達目標および文科省が示す医学教育モデル・コア・カリキュラムに基づいて医学教育コンテンツを 33 症例、作成した。

医師国家試験 CBT 化の研究では、2021 年には現行の国家試験出題基準に沿った 200 問の CBT トライアル試験問題を作成し、全国の 10 大学、321 名の医学生に、また、2022 年には新たな 200 問の CBT トライアル試験問題を作成し全国の 15 大学、450 名の医学生に CBT トライアル試験をオンラインにより実施している。一部の大学の数台の端末で画像が表示できないなどのトラブルを経験し、その原因の精査を行っている。

(3) 今年度の研究予定内容

- ・本年度は、厚生労働省が示す臨床研修の到達目標および文科省が示す医学教育モデル・コア・カリキュラムに記されている症例のうち、3 年間合計で 50 症例について医学教育コンテンツを作成する。

- ・ICTを活用した医学教育コンテンツについては、Moodleで展開し、公開する。
- ・医師国家試験 CBT 化の研究では、2022年度よりもさらに多くの大学でトライアル試験を実施するとともに、本年度同様にIRTを算出する。
- ・プール問題については、ライブラリーを作成し、プール問題の効率的な格納方法について研究する。

3. 国際関係

2023年8月にソウル(韓国)で開催される第39回「国際医療の質学会(ISQua)学術総会」への参加を検討するほか、昨年度ISQuaが実施するIAP(International Accreditation Programme)の組織認定と項目認定を受審し、認定継続となったが、受審時にISQuaから受けた指摘や助言等を踏まえて、引続き組織や事業の改善活動を進めていく。

4. 広報活動の推進

評価機構のWebサイト、紙媒体の各種案内、記者会見の開催等により、適時に各事業の情報発信を行う。

5. 業務運営の質の向上

評価機構の業務運営全般にわたり、業務の効率性、生産性向上のためIT技術の活用を含めて継続的な見直しを行う。また、研修体系を整備して、引き続き人材の育成に注力し、職員の成長を通じて創造的で自由闊達な組織文化の醸成を図る。

6. 財務基盤の整備

安定的な事業運営には強固な財務基盤が不可欠であることを踏まえ、引続きキャッシュフロー管理に意を用いるとともに、計画的に特定費用準備資金等を積み立てることにより中長期的な視野で財務基盤を強化して、積極的な事業展開や職員が活力をもって働ける環境の整備に努める。

以上